

国民健康保険・後期高齢者医療制度 加入者は毎年所得の申告が必要です

★保険課国保係 ☎25-1116
保険課高齢者医療係 ☎25-1245

■必ず所得の申告をしましょう

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、加入者の所得に応じて算定されています。

そのほか、医療費が高額になった場合に支給される高額療養費に関する自己負担限度額の判定など、所得の申告をしないことで不利益が生じる場合があります。毎年、必ず所得の申告を行いましょう。

◆申告が必要な方

- ・16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
 - ・後期高齢者医療制度加入者とその世帯主
- ※所得がない方も申告が必要です。

◆申告の方法

収入の状況等により、必要となる申告が異なりますので、9ページのフローチャートで確認のうえ、申告してください。

※令和4年1月2日以降に本市に転入した方は、令和4年1月1日に住民登録していた市区町村へ申告してください。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆さんを支援 住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、生活や暮らしに関してさまざまな困難に直面している方に対して支援を行うため、1世帯あたり10万

円の臨時特別給付金を支給します。給付の対象となる方と給付に関する申請方法等は次のとおりです。

① 住民税非課税世帯への給付について ★地域福祉課 ☎25-1142

対象 基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯
申請方法 対象者には給付内容や確認事項を記載した確認書を2月上旬から発送します。中身を確認し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。後日、世帯主の金融機関口座へ振り込みます
申請期間 発送日から3か月（送付書類をご確認ください）

② 家計急変世帯への給付について ★生活自立支援課 ☎25-1720

対象 令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で世帯収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯
※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることをいいます。
申請方法 世帯員全員の給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入が分かる書類を持参のうえ、生活自立支援課（市役所1階）へ
申請期間 2月下旬～9月30日（金）
注意 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われることがあります。

①②とも、住民税が課税されている方に世帯員全員が扶養を受けている場合は対象になりません。詳しくは、市HP等でご確認ください。

▶市民税・県民税の申告手続きにはマイナンバーが必要です

◎本人申告の場合

マイナンバーカードをお持ちの人
マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能

マイナンバーカードをお持ちでない人	
番号確認書類	身元確認書類
《本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ

◎代理人申告の場合

代理権の確認書類	+	代理人の身元確認書類	+	本人の番号確認書類
●委任状 ●本人のマイナンバーカード ●本人の公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ		●マイナンバーカード ●運転免許証 ●パスポート ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ		●マイナンバーカード ●通知カード ●住民票の写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ ※各書類とも写しでも可。

本庄税務署からのお知らせ

★本庄税務署 ☎22-2111（自動音声案内）

■本庄税務署に所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設しています

期間 3月15日（火）まで（土・日・休日を除く）
受付時間 午前8時30分～午後4時
相談時間 午前9時～

◆会場への入場には「入場整理券」が必要です

入場整理券は、会場当日配付するほか、LINEによるオンライン事前発行も可能です。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。※配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります。



国税庁LINE公式アカウント

■確定申告には自宅からでも申告できるe-Taxをご利用ください

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等で確定申告書が作成できます。不明な点は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクでご確認ください。



国税庁確定申告特集ページ

◆e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

受付日時 月～金曜日（休日を除く）・2月20日（日）・27日（日）・3月6日（日）・13日（日） 午前9時～午後8時（3月16日（水）からは午前9時～午後5時）

▶申告日程表

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

月	日	曜日	地区	会場
14	月		長浜町、鍛冶町、上町（児玉地域）、下町	セルデイ
15	火		仲町（児玉地域）、新町、連雀町、本町（児玉地域）、本泉地区全域	
16	水		第一金屋、第二金屋、第三金屋	
17	木		長沖、高柳、飯倉、宮内、塩谷、保木野、田端	
18	金		児玉南、秋山、風洞、東小平、西小平	
21	月		中央、本庄	
22	火		南、前原、緑	市役所（受付…1階市民ホール）
24	木		東台、住居表示外（照若町・本町・台町・諏訪町）	
25	金		日の出	
28	月		朝日町、五十子、早稲田の杜、東富田、今井	
1	火		四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
2	水		銀座、寿、けや木、栗崎	
3	木		鶴森、傍示堂、小和瀬、宮戸、堀田、滝瀬	
4	金		牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手	
6	日		市内全域	
7	月		都島、山王堂、沼和田、万年寺、杉山、新井、三友	
8	火		千代田、見福	
9	水		小島南、下野堂	
10	木		駅南、共栄（本庄・児玉両地域）、下真下、上真下、吉田林、高関	
11	金		柏、栄	
14	月		若泉、小島	
15	火		西富田、蛭川、入浅見、下浅見	

※地区ごとの指定日で都合が合わない場合は、別の日にお越しください。